

商工建設常任委員会資料

令和3年12月7日～

県土整備部

目 次

1 議 案

- (1) 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号) ----- P 1
- (2) 議案第2号 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) - P 5
- (3) 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 ----- P 6
- (4) 議案第7号 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 ----- P 8
- (5) 議案第12号 訴えの提起について ----- P 10
- (6) 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について ----- P 12

2 報 告 事 項

- (1) 損害賠償額を定めたことについて ----- P 16

3 その他報告事項

- (1) 宮崎県住生活基本計画の改定について ----- P 18

議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第16号）

一般会計繰越明許費補正集計表

(単位：千円)

区 分		事業数	申請額
6月議会承認分		14 事業	8,385,669
9月議会承認分		6 事業	4,500,343
小計（補正前）		20 事業	12,886,012
11月議会申請分	① 追加	7 事業	360,600
	② 変更(増額)	(9 事業)	2,150,024
		7 事業	2,510,624
合計（補正後）		27 事業	15,396,636

※ ②変更事業数欄の括弧書きは、補正前事業数（20事業）の内数

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋梁費	道路橋梁調査事業	千円 35,000
土木費	道路橋梁費	県単舗装補修事業	155,000
土木費	道路橋梁費	沿道修景美化推進対策事業	8,000
土木費	道路橋梁費	道路受託事業	6,000
土木費	道路橋梁費	県単橋梁維持事業	127,800
土木費	河川海岸費	県単公共砂防事業	24,000
土木費	河川海岸費	県単公共急傾斜地崩壊対策事業	4,800
計		7事業	360,600

2 変 更				
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
土 木 費	道路橋梁費	公共道路新設改良事業	4,055,433 ^{千円}	4,331,922 ^{千円}
土 木 費	道路橋梁費	県単特殊改良事業	471,800	593,700
土 木 費	道路橋梁費	人にやさしい沿道環境整備事業	25,000	61,800
土 木 費	道路橋梁費	公共道路維持事業	2,819,100	3,972,718
土 木 費	道路橋梁費	県単道路維持事業	10,600	128,100
土 木 費	河川海岸費	公共砂防事業	643,344	835,144
土 木 費	河川海岸費	公共急傾斜地崩壊対策事業	653,400	750,900
土 木 費	都市計画費	公共街路事業	320,400	398,400
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業	39,935	116,352
計		9事業	9,039,012	11,189,036
			 増額 2,150,024千円	

議案第 1 号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)

第3表 債務負担行為補正		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
		千円
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業	令和3年度から 令和4年度まで	961,000
県単特殊改良事業	令和3年度から 令和4年度まで	28,000
(道路保全課)		
公共道路維持事業	令和3年度から 令和4年度まで	50,000
人にやさしい沿道環境整備事業	令和3年度から 令和4年度まで	25,000
(河川課)		
公共河川事業	令和3年度から 令和4年度まで	194,000
県単河川改良事業	令和3年度から 令和4年度まで	28,000
県単河川調査事業	令和3年度から 令和4年度まで	24,000
(砂防課)		
公共砂防事業	令和3年度から 令和4年度まで	293,500
公共急傾斜地崩壊対策事業	令和3年度から 令和4年度まで	620,500
県単公共砂防事業	令和3年度から 令和4年度まで	12,000
県単急傾斜地崩壊対策事業	令和3年度から 令和4年度まで	32,000
(港湾課)		
宮崎県サンビーチツ葉管理運営委託費	令和3年度から 令和8年度まで	475,088
港湾維持管理事業	令和3年度から 令和4年度まで	60,000
(都市計画課)		
県立阿波岐原森林公園管理運営委託費	令和3年度から 令和8年度まで	284,014
計	14件	3,087,102

議案第2号 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

第1表 債務負担行為 追 加		
事 項	期 間	限 度 額
(港湾課) 宮崎港マリーナ施設管理運営委託費	令和3年度から 令和8年度まで	千円 88,728
計	1件	88,728

議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）等が改正され、長期優良住宅建築等計画の認定基準に自然災害への配慮が追加となるほか、認定手続の合理化に関する規定が追加されたこと等から、関係規定及び関係手数料の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 「第3条」関連 (452)の3、(452)の5及び(452)の6

- ・区分所有分譲住宅の申請手続についての条項が追加となったため当該条項を追加する変更を行う。

(2) 「別表第2」関連 452の3、452の4、452の5及び452の6の各項

- ・①から③の変更に伴い、所要の改正を行う。
 - ① 認定基準に「自然災害による被害の防止又は軽減への配慮」が追加
 - ② 登録住宅性能評価機関と所管行政庁の審査範囲の変更
 - ③ 手数料算定における人件費単価の変更

「452の3」、「452の4」：区分の表記及び手数料の金額を改正する。

「452の5」、「452の6」：手数料の金額を改正する。

(※) 参考

「452の3」：長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

「452の4」：長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

「452の5」：長期優良住宅建築等計画の譲受人決定等に係る変更認定申請手数料

「452の6」：長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料

3 施行期日

令和4年2月20日

2 改正の内容 (2)「別表第2」関連

- ① 認定基準に「自然災害による被害の防止又は軽減への配慮」が追加
→ 法第6条第1項第4号の追加
- ② 登録住宅性能評価機関と所管行政庁の審査範囲の変更
 - A. 長期優良住宅基準に適合する確認書を添付する場合
→ 法第6条1項2号、5号及び6号の基準に係る審査を対象とする。
 - B. 住宅性能評価制度に基づく性能評価書を添付する場合
→ 法第6条1項1号のうち、長期優良住宅独自基準に係る審査を対象外とする。
- ③ 手数料算定における人件費単価の変更
平成28年度(3,888円/h) → 令和3年度(3,758円/h)

【審査内容の変更概要】

[現行]

	性能評価基準	長期独自基準	住宅規模	維持管理	景観
	(6条1項1号)		(同2号)	(同4号,5号)	(同3号)
Aの場合	●	●	●	●	○
Bの場合	●	○	○	○	○

[改正後]



(追加)

	性能評価基準	長期独自基準	住宅規模	維持管理	景観	災害
	(6条1項1号)		(同2号)	(同5号,6号)	(同3号)	(同4号)
Aの場合	●	●	○	○	○	○
Bの場合	●	●	○	○	○	○

※○：県(所管行政庁)

●：登録住宅性能評価機関

【認定に係る費用変更の試算】

- ・新築戸建住宅の認定申請を上記Aで行う場合

審査機関	改正前	改正後
県	7,000円	13,000円
(一財)宮崎県建築住宅センター	46,200円 ※1	39,600円 ※2
合計	53,200円	52,600円

※1 「一般財団法人宮崎県建築住宅センター長期優良住宅建築等計画に係る技術審査業手数料表」より

※2 県で試算した額

議案第7号 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

道路建設課

1 改正の理由

本条例は、道路のバリアフリー化を推進するため、特定道路[※]に指定された県道の構造に関する技術的基準を定めたものであり、特定道路以外の県道についても、この基準に適合するよう努めることとされている。

令和3年4月1日に、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）」が名称も含め一部改正されたことから、本条例の関係規定の改正を行うものである。

※特定道路：多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定した道路であり、本県においては、宮崎駅及び南宮崎駅周辺の国道、県道及び市道が指定されている。

2 改正の内容

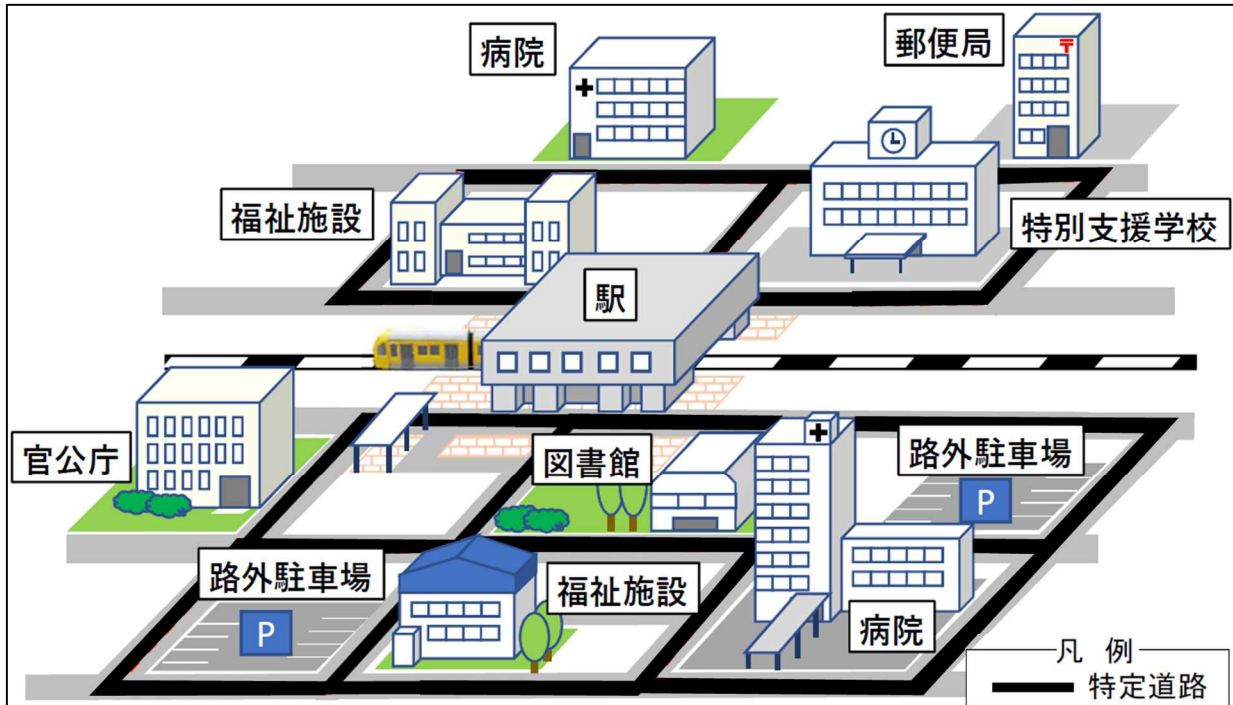
- (1) 構造基準の適用対象を追加（第3条～第6条、第32条～第34条）
構造基準の適用対象である「歩道」、「自転車歩行者道」に、新たに「自転車歩行者専用道路」を追加する。
- (2) その他所要の改正（第2条、第13条、第14条）
省令の名称等を改正する。

3 施行期日

公布の日

【参考資料】

特定道路のイメージ



条例の記載内容（歩道）

規定項目	規定内容
有効幅員	交通量が多い道路：3.5m以上 その他の道路：2.0m以上
舗装	透水性舗装の活用 平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げ
勾配	縦断勾配：5%（特例値：8%） 横断勾配：1%（特例値：2%）
歩道と車道の分離	縁石の設置（高さ15cm以上） 植樹帯や並木や柵の設置
高さ	5cm（標準）
横断歩道接続部の高さ	2cm（標準）
車両乗り入れ部	横断勾配1%（特例値：2%）を満たす 有効幅員2m以上
視覚障がい者誘導用ブロック	黄色のほか、路面と容易に識別できる色



整備イメージ

議案第12号 訴えの提起について

道路保全課

1 概要

宮崎市折生迫にある郷土美化植物育成苗圃園跡地の処分を進めるに当たり、前所有者が設定した抵当権の抹消登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

2 郷土美化植物育成苗圃園について

昭和40年代に沿道修景の取組を推進するため、花や樹木の養成苗圃として設置、平成27年度から、地元生産者から苗を調達することとしたため、廃止。

土地 合計108筆、20,783.7㎡（地目は田、畑、山林）

建物 倉庫、ビニールハウス等の工作物

3 経緯

抵当権設定	大正8年1月27日設定（同年1月28日登記受付） 債権額 金100円 利息 月1分4朱（年利16.8%）
債権者	宮崎郡青島村大字折生迫1838番地 青島株式会社（貸金業） 昭和22年10月26日解散 清算人死亡
所有権移転	その後、相続、売買等による数回の所有権移転を経て 昭和41年5月30日に県が用地買収を行う。

4 訴訟に至る理由

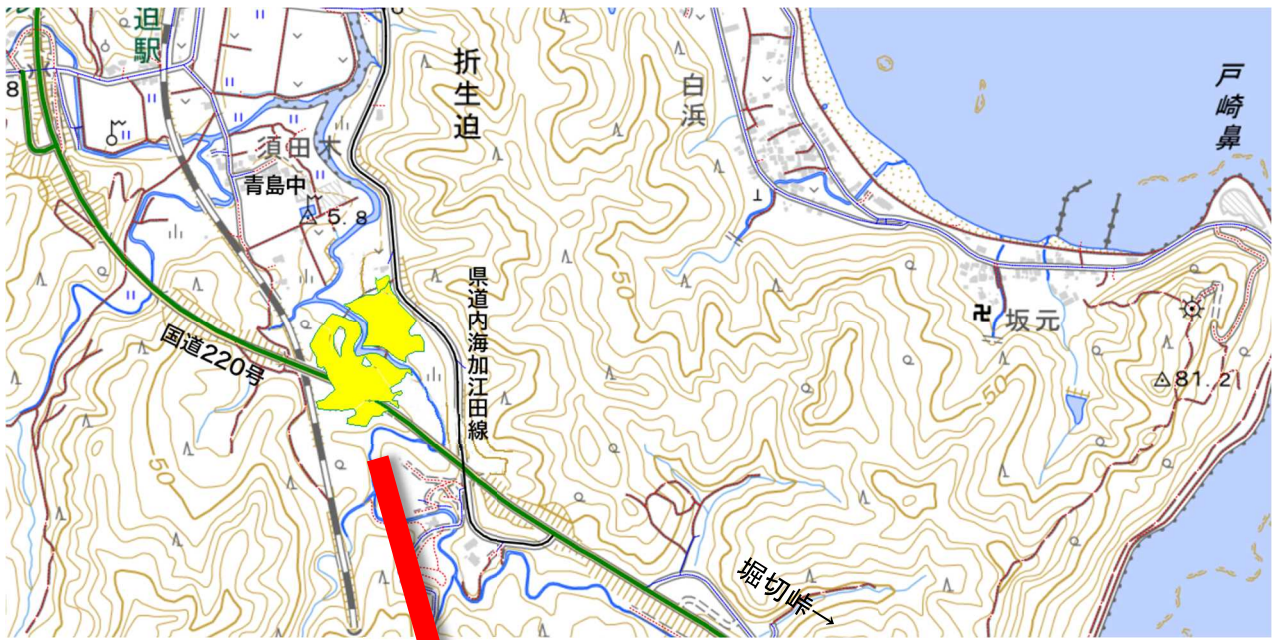
(1) 債権者である法人は、昭和22年に解散しており、清算人も既に死亡しているため、裁判所を通じた手続が必要であることから、訴訟による解決を図ることとした。

(2) 前所有者が設定した抵当権であるが、処分に当たっては現所有者である県が責任を持って対応する必要がある。

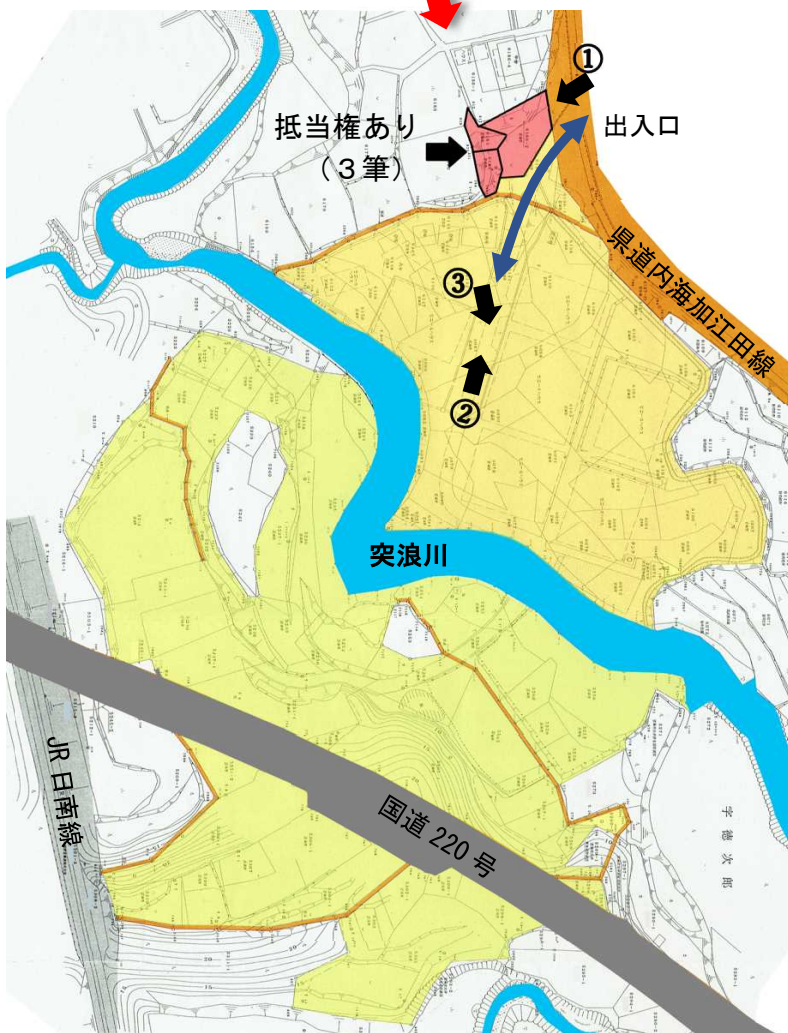
5 今後の流れ

議決後、速やかに宮崎地方裁判所へ訴状を提出し、早期の解決を図る。

【位置図】



【測量図】



議案第 13 号

公の施設の指定管理者の指定について (宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉・県立阿波岐原森林公園)

県土整備部 港 湾 課
都市計画課
美しい宮崎づくり推進室

1 施設の概要

○ 施設名

- ・ 宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉（以下「みやざき臨海公園」という。）（施設所管課：港湾課）
- ・ 県立阿波岐原森林公園（施設所管課：都市計画課）

○ 設置目的

- ・ みやざき臨海公園
県民に快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーションの振興に資することを目的とする。
- ・ 県立阿波岐原森林公園
自然と共生しながら、美しい都市景観を形成し、都市環境の保全とともに、県民の憩いとレクリエーションの場の提供を目的とする。

○ 現指定管理者

マリンパークス 代表構成員 一般財団法人みやざき公園協会
構 成 員 フェニックスリゾート株式会社

○ 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（5 年間）

2 次期指定管理候補者

マリンパークス

代表構成員 一般財団法人みやざき公園協会 理事長 吉田 晋弥
宮崎市鶴島 2 丁目 10 番 25 号

構 成 員 フェニックスリゾート株式会社 代表取締役 片桐 孝一
宮崎市大字塩路字浜山 3083 番地

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（5 年間）

4 選定概要

(1) 公募の状況

ア 募集期間

令和 3 年 7 月 1 日～令和 3 年 9 月 2 日

イ 申請者

- ・ マリンパークス
〔 代表構成員 一般財団法人みやざき公園協会 〕
〔 構 成 員 フェニックスリゾート株式会社 〕
- ・ サンマリナーガーデン
〔 代表構成員 株式会社馬原造園建設 〕
〔 構 成 員 株式会社ササキコーポレーション 〕

(2) 指定管理候補者の審査方法

ア 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※ 指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

イ 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	熊野稔	宮崎大学地域資源創成学部教授
委員	鎌田好和 坂本敬子 福永栄子 牧田直子	サンマリーナ宮崎オーナーズクラブ会長 税理士 (株)アイロード代表取締役 南九州大学環境園芸学部専任講師

ウ 指定管理候補者選定会議委員

議長	県土整備部長
副議長	県土整備部次長（総括）
委員	県土整備部次長（道路・河川・港湾担当） 県土整備部次長（都市計画・建築担当） 管理課長 港湾課長 空港・ポートセールス対策監 都市計画課長 美しい宮崎づくり推進室長 行政改革推進室長

エ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
① 住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	その他（平等な利用の確保に関する提案等）	
② 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	35
	利用者増への取組に関する提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設等の維持管理の適格性	
	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
	現実的で創意工夫のある自主事業の提案	
	美しい宮崎づくりに資する提案	
	ガーデンツーリズムに資する提案	
その他（施設の効用の発揮に対する提案等）		

③ 経費の削減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	15
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の削減に関する考え方・提案	
	その他（経費節減に対する提案等）	
④ 事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	30
	職員の能力育成（研修体制）	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）	
	過去の類似事業の実績、評価	
	リスク管理の具体的対応策	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性	
	個人情報保護、情報公開への対応	
	安全管理、危機管理への対応	
その他（継続性・安定性に関する提案）		
⑤ 地域への貢献等	環境保全への対応	10
	地域経済・地域との連携への配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100

(3) 審査結果及び選定理由

ア 指定管理候補者選定委員会における審査結果

- 1位 429.5点：マリンパークス
2位 370.5点

イ 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認した。

- 1位 80.5点：マリンパークス
2位 72.6点

ウ 選定理由

- ・ 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、総合的に最も高い得点を得たこと。
- ・ 事業計画等から判断して、施設の運営管理を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。
- ・ 事業計画において、施設の利活用促進や利用者増に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料

(単位：千円)

項目	指定期間 (5年)計	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
指定管理料提案額	847,830	170,603	168,136	168,825	169,659	170,607
基準価格	853,885	170,777	170,777	170,777	170,777	170,777
(提案額との差)	(-6,055)	(-174)	(-2,641)	(-1,952)	(-1,118)	(-170)

(2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
収 入(a)	170,603	168,136	168,825	169,659	170,607
指定管理料	170,603	168,136	168,825	169,659	170,607
支 出(b)	170,603	168,136	168,825	169,659	170,607
人件費	94,586	95,442	96,214	96,994	97,784
需用費・役務費	27,545	24,883	24,715	24,668	24,739
委託料・使用料等	28,320	27,825	27,825	27,825	27,825
経費	20,152	19,986	20,071	20,172	20,259
収支差額(a-b)	0	0	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等（※下線部分は新たな提案）

- ・ 利用案内、イベントや開花情報等について、SNS や動画配信等により積極的に情報発信を行い、広く情報を得られる環境づくりを行う。
- ・ バーベキュー広場の利用申込みに Web 予約システムを導入し、いつでも予約可能となる利便性向上を図る。
- ・ 公園管理事務所やビーチ休憩棟に無料 Wi-Fi を設置。
- ・ 地域企業と住民が関係して開催する「春の一寸葉神話と花めぐり」や、周辺環境を活用した「干潟で遊ぼう観察会」「植物勉強会」など、施設の特徴に合わせた各種イベントの実施。
- ・ 大学生と協働し新たな視点による公園環境の利活用等を企画する「自然 de あわき」プロジェクトの展開。

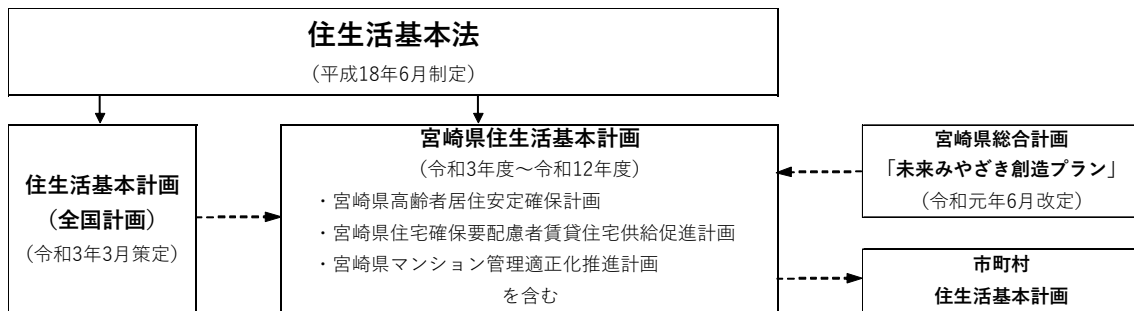
宮崎県住生活基本計画の改定について

建築住宅課

1 計画改定の背景

住生活基本計画は、住生活基本法に位置づけられる法定計画で、全国計画は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針や目標等を定めるものとして平成18年9月に策定された。

また、都道府県計画は全国計画に即して定めることとされており、本県においては平成19年3月に宮崎県住生活基本計画を策定し、以降、5年毎に社会経済情勢の変化と施策の効果に対する評価を踏まえて改定を行っており、令和3年3月に全国計画が改定されたことを受け、今回、現行計画（平成28～37年度）を改定するものである。



2 改定案の概要

宮崎県住生活基本計画改定案の概要 「別紙」

3 これまでの取組

令和3年 3月 住宅政策懇談会設置・第1回住宅政策懇談会開催

※ 学識経験者2名、関係団体（福祉、建築、不動産、金融）6名、市町村1名の有識者9名で構成

6月 第2回住宅政策懇談会開催

9月 第3回住宅政策懇談会開催

11月 第4回住宅政策懇談会開催

4 今後の改定スケジュール

令和3年12月 パブリックコメント実施

令和4年 1月 国との協議（公営住宅供給目標量）

2月 第5回住宅政策懇談会開催

3月 国土交通大臣同意、計画改定、公表

全国計画

宮崎県住生活基本計画

改定計画(R3~R12)

改定計画案(R3~R12)

視点	基本目標
社会環境の変化からの視点	目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現
	目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
居住者・コミュニティからの視点	目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現
	目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
	目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
住宅ストック・産業からの視点	目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
	目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
	目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展
施策の総合的かつ計画的な推進	その他 住生活に関わる主体・施策分野の連携 等



視点	基本目標
社会環境の変化からの視点	多様な居住ニーズをかなえる環境の実現 目標1 (1)多様な居住ニーズに対応する住まいの実現 ・空家等の既存住宅活用による移住・二地域居住等の推進
	災害への備え 目標2 (2)災害に強い住まい・まちづくりの推進 ・住宅の耐震診断・耐震改修の促進 (3)被災者の居住安定のための支援
居住者・コミュニティからの視点	多様な世代が住みやすい住まい・まちづくり 目標3 (4)高齢者、障がい者等が安心して暮らすことのできる住生活の実現 ・良好な温熱環境の確保のための断熱性能を備えた住宅の促進 (5)子育て世帯の居住の安定確保 (6)居住環境やコミュニティをより豊かなものにするための取組
	住宅セーフティネットの充実 目標4 (7)公営住宅における住宅セーフティネットの充実 (8)民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者への適切な対応 ・市町村居住支援協議会設立への支援
住宅ストック・産業からの視点	適正な住宅管理と良質なストックの形成 目標5 (9)民間の経済活動による優良なストックの形成 ・省エネ住宅の普及促進 (10)既存住宅の流通促進のための取組 (11)建替えやリフォームの推進 (12)空家等対策への支援
	地域住宅産業の成長支援 目標6 (13)良質な木造住宅等の供給を担う住生活産業の成長
施策の総合的かつ計画的な推進	連携・協働による推進 目標7 (14)相談体制や県民に対する情報提供の充実 (15)住生活向上推進体制の充実